

北朝鮮による核実験の実施及び弾道ミサイル等の発射に断固抗議する決議

北朝鮮は、去る9月9日、日本を初め国際社会の累次わたる自制要請を無視して、核実験を実施した。また、同月5日には、日本海に向けミサイル3発を発射し、そのいずれもが日本の排他的経済水域に落下したほか、先月にも、日本の防空識別圏内に到達する弾道ミサイルを発射している。

北朝鮮が核実験の実施を強行したことや、ことしに入って弾道ミサイル等を21発発射したことは、日本の安全保障そのものに対する直接的な暴挙であり、断じて容認できるものではない。特に、核実験の実施は、関連する国連安保理決議の重ねての違反であり、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。さらに、六者会合などで確認された朝鮮半島の非核化の方針にも違反するものであり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとなっている。このことから、全ての核兵器及び既存の核計画の放棄並びに弾道ミサイル等の開発を停止させるため、北朝鮮を六者会合のテーブルにつかせることは急務である。

よって、本市議会は、唯一の被爆国としての立場に鑑み、北朝鮮による核実験の実施及び弾道ミサイル等の発射に断固抗議するとともに、国際社会に対し、北朝鮮に対する過去の国連安保理決議等の実効性の確保のほか、追加制裁等を含む新たな国連安保理決議に向けた議論を加速させるよう強く求める。

ここに、決議する。

平成28年9月21日

石川県金沢市議会議長 福田 太郎